# 平成24年度産業保健調査研究「有害物質等取扱いマニュアルの作成」活動報告

神奈川産業保健推進センター

横須賀市 f 社 での実地調査時の有機溶剤関連作業風景

## はじめに

神奈川産業保健推進センターでは、かねてから中小規模事業場における化学物質の管理水準の改善･向上という課題に大きな関心を持ち、行政の施策改正の動きに即した調査研究活動を行ってきた。

平成24年度の調査研究では、労働安全衛生規則に第24条の14、第24条の15という条文が新設され、同時にGHS仕様によるJIS規格“Z7253”によるSDSやラベル表示が義務化または努力義務化されるという大きな法令の改正を踏まえ、事業場の化学物質等管理状況にいかなる変化がみられるかに関するアンケート調査と、有害物質等の作業現場の実地調査を行った。さらに、これらの調査結果からマニュアルの改訂・新規作成に取り組み、関係事業場に有益と思われる情報の発信につなげていくこととした。

## 実地調査活動について

関係するSDS上の膨大な情報から、どの情報が有用･有効といえるか、特に事業場に注意喚起し発信すべき情報は何かを探るために、事業場での実地調査では、該当する物質･作業の管理状況や保護具の使用状況など、可能な限り、ありのままの作業実態の把握に努めた。平成24年の７～９月にかけて計６事業場の協力を得て行った実地調査は暑熱な時期だったが、作業現場を目前に、事業場の担当者と調査研究･担当相談員が、管理の実状や望ましい措置について率直な意見交換が行える非常に有意義な場であった。

## アンケート調査活動について

今回のアンケート調査では、303の回答事業場のうち、製造業が64.4％を占め、製造業の中でも機械器具製造業が最多（26.2％）で、化学物質等の使用は46.0％（138事業場）で認められた。

経年的な変化を把握する中でも、GHS仕様のSDSの普及が進む一方、SDSの記載には「よりわかりやすく」という要望もアンケート調査では根強く認められ、今なお、GHS仕様のSDSの記載内容をわかりやすく簡易に記載

し、認識と理解を促進するマニュアル作成の意義が大いにあるということを確認できた。

## マニュアル改訂･作成に至る議論経過について

アンケート調査や実地調査の結果を踏まえた調査担当･関係相談員の議論では、該当するSDS記載の膨大な情報から、化学物質等の作業管理上で現場･作業者に強調して発信すべき適切･適正な情報をいかにセレクトするか、そしてその際には、各物質･作業に認められる一般的な特性に留まらず、実地調査で確認した対象事業場の実態を踏まえて強調を要すると考えられる点についても、マニュアル記載事項を検討する際に重要視した。そして膨大な危険･有害性関連の情報の中から、「なぜ、当該内容を選択し、マニュアルに記載することにしたか」という理由･根拠を、可能な限り明らかにすることに意識を集中した。

## “マニュアル”ポスターの作成について

“マニュアル”は基本的にA2判の「ポスター」（**図**）の形をとり、当センターが行う研修会等の場を通じて、関係事業場に幅広く、事業場内での掲示等による活用を呼びかける予定であるが、前回の同種･調査研究のときと同様に、実地調査を行った事業場、調査研究･担当相談員の関係する事業場に試し掲示をお願いし、マニュアル(案)に対するヒアリングを行った。

「ポスター」である以上、関係作業者の目をひき、見やすいものであることが望ましく、注意を喚起する情報をさらに絞り込み、よりシンプルなものにしていくために、このヒアリングは必要不可欠な作業であった。他方、ヒアリング結果からも、ポスター作成が有意義であることを改めて確認することができた。

**図.** MDI〔メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート〕のマニュアル･例（新規作成分）

## 今後に向けた課題認識について

GHS対応の(M)SDSの提供や活用を定めた労働安全衛生法の改正（平成18年12月）から相当な時間が経過しているが、活用はいまだに十分ではなく、特に中小規模事業場ではSDSの掲示･備え付け、作業手順への関連づけ、現場･作業者が理解しやすいようにSDSを書き換えることが困難な状況にあることを今回の調査研究でも確認することができた。今後も当センターでは、これまで取り組んできた有害物質等取扱いマニュアルの作成を継続し、特に中小規模事業場に活用を勧奨して、GHSやGHS仕様のSDSによる化学物質等の適正な管理を支援していきたいと考えている。